

(参考資料1)

チェックリスト判定基準表

平成19年8月

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）（水資源機構事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）（水資源機構事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト削減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 ＝（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：630以上 畑主体地区：1340以上	水田主体地区：630未満 畑主体地区：1340未満
		○農業産出額（事業地区市町村の面積当たり） 事業地区市町村の農業算出額(千円/ha・年) ＝関係市町村の農業算出額(千円)/関係市町村の耕地面積(ha)		
		都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
	野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(%) ＝計画作付面積(ha)/受益面積(ha)×100		
		10%以上	10%未満	
	農業水利施設の保全・管理	○機能保全コスト（ライフサイクルコスト）の比較・検討 機能保全コスト（ライフサイクルコスト）の低減を図るため、 A：機能保全計画の作成・・・機能保全コスト（ライフサイクルコスト）を比較検討し、地区全体としての最適計画を作成している B：機能診断の実施・・・既存施設の有効活用を図る観点から、施設の劣化度合いを調査しているか －：該当なし		
農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家数当たりの認定農業者数(人/戸) ＝関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市町村の農家数の計(戸)×100		
		都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
		○経営耕地の面積（一戸当たり） 一戸当たりの経営耕地面積(ha/戸) ＝関係市町村の経営耕地面積計(ha)/関係市町村の農家戸数の計(戸)		
		都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
	農地の確保・有効利用	○作付率の増加ポイント 作付率増加ポイント ＝計画作付率(%) - 現況作付率(%)		
11%以上	11%未満			

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		農業生産基盤の保全・管理	○施設の更新整備の緊急性 広域基盤整備計画書の最適整備計画の総合判定等を基に判断 A：緊急に更新が必要 B：近い将来補強や更新が必要 C：当面对応不要 -：該当なし	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）*（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの ----- 水田主体地区：1,000以上 水田主体地区：1,000未満 畑主体地区：2,000以上 畑主体地区：2,000未満	
		地域用水機能の維持・増進、水資源の有効活用（快適性の向上）	○地域用水効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり地域用水効果額（千円/ha・年） ＝地域用水効果額（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ----- 3以上 3未満	
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ----- 9以上 9未満	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点 ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：得られている b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
地 質 状 況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。
受 益 面 積	・最近年の面積を把握している。	・地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が8年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) $= [1 - \{ \text{主要作物（最も作付け面積が大きい作物）の人力の労働量(hr)（計画）} / \text{主要作物の人力の労働量(hr)（現況）} \}] \times 100$	
			水田主体地区：45以上 畑主体地区：25以上	水田主体地区：20以上45未満 畑主体地区：20以上25未満
		野菜・果樹の産地形成	○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%) $= [1 - \{ \text{全ての作物の「人力＋機械」両方の労働評価額(円)（計画）} / (\text{全ての作物の「人力＋機械」両方の労働評価額(円)（現況）}) \}] \times 100$	
			水田主体地区：52以上 畑主体地区：30以上	水田主体地区：20以上52未満 畑主体地区：20以上30未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(%) $= \text{指定作物の計画作付面積(ha)} / \text{受益面積(ha)} \times 100$	
			11%以上	11%未満
農村の振興	農村の生活環境の整備	農村の生活環境の整備	○担い手等への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) $= \text{事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)} / \text{区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積(ha)} \times 100$	
			85%以上	40%以上85%未満
	地域経済への波及効果	地域経済への波及効果	○生活環境関連効果（受益面積当たり） 生活環境関連効果 $= (\text{一般交通等経費節減効果} + \text{非農地等創設効果}) / \text{受益面積 (ha)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			8.1以上	8.1未満
			○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） $= \text{農業生産増加粗収益額（千円）} / \text{受益面積（ha）} * (\text{産業連関表の逆行列係数の列和})$ ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			水田主体地区：1,400以上 畑主体地区：600以上	水田主体地区：1,400未満 畑主体地区：600未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	環境関連効果額（受益面積当たり） （景観・環境保全効果）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			16以上	16未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ①a：行っている b：検討中 c：行っていない ②a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③a：図っている b：検討中 c：図っていない ④a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ①a：行っている b：検討中 c：行っていない ②a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③a：図っている b：検討中 c：図っていない ④a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点 ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②道路管理者との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（①または②が「－」の場合は、 A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等 の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、 合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：得られている b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検 討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況 関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的 な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに 着工する必要がある緊急性がある。 A：調整済み B：調整中 C：未調整 －：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型））

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
農地整備工事の諸条件	・ 地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	・ 区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地質、水利条件等に基づき計画している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の向上による効果を評価。 $= (\text{作物生産効果} + \text{品質向上効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{維持管理費節減効果} + \text{営農に係る走行経費節減効果}) / \text{受益面積 (ha)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	
			水田主体地区：250以上 畑主体地区：240以上	水田主体地区：250未満 畑主体地区：240未満
			○農業産出額（事業地区市町村の面積当たり） $\text{事業地区市町村の農業算出額 (千円/ha・年)} \\ = \text{関係市町村の農業算出額 (千円)} / \text{関係市町村の耕地面積 (ha)}$	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） $\text{総農家戸数当たりの認定農業者数 (人/戸)} \\ = \text{関係市町村の認定農業者数の計 (人)} / \text{関係市町村の農家戸数の計 (戸)}$	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
			○経営耕地の面積（一戸当たり） $\text{一戸当たりの経営耕地面積 (ha/戸)} \\ = \text{関係市町村の経営耕地面積計 (ha)} / \text{関係市町村の農家戸数の計 (戸)}$	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農業生産基盤の保全・管理	○災害防止効果（農業）（受益面積当たり） $\text{災害防止効果額 (農業) (千円/ha・年)} \\ = \text{災害防止効果 (農業関係) (千円/ha・年)} / \text{受益面積 (ha)}$ ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：133以上 畑主体地区：286以上	水田主体地区：133未満 畑主体地区：286未満
農村の振興	農村の生活環境の整備		○災害防止効果（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） $\text{災害防止効果額 (一般資産＋公共資産) (千円/ha・年)} \\ = \text{災害防止効果 (一般関係)} / \text{受益面積 (ha)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：195以上 畑主体地区：11以上	水田主体地区：195未満 畑主体地区：11未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） = 農業生産増加粗収益額（千円）/ 受益面積（ha）*（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			1,000以上	1,000未満
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 環境関連効果額（景観・環境保全効果） =（景観・環境保全効果）/ 受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			8以上	8未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ①a：行っている b：検討中 c：行っていない ②a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③a：図っている b：検討中 c：図っていない ④a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ①a：行っている b：検討中 c：行っていない ②a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③a：図っている b：検討中 c：図っていない ④a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①または②が一の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ー：該当なし ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ー：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：得られている b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		周辺地域で重大な農業被害が想定される、または過去に農業被害が発生している（過去に農業用施設の機能を上回る洪水等の事象が発生した場合も含む） A：該当あり －：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
地 質 状 況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。

チェックリスト判定基準表（緑資源機構 特定中山間保全整備事業）

【必須事項】（農業部門）

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が8年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（緑資源機構 特定中山間保全整備事業）

【優先配慮事項】（農業部門）

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト削減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 $= (\text{作物生産効果} + \text{品質向上効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{維持管理費節減効果} + \text{営農に係る走行経費節減効果}) / \text{受益面積 (ha)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			403以上	403未満
			○農林道整備に係る土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり）【農林道整備がある場合】 農林道整備に係る土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（千円/ha・年） $= \text{農林道整備に関する} ((\text{作物生産効果} + \text{品質向上効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{維持管理費節減効果} + \text{営農に係る走行経費節減効果}) / \text{受益面積 (ha)})$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			276以上	276未満
農業の持続的発展	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	①耕作放棄地もしくは耕作放棄されうる農地を植生等により適正に管理する。 ②基盤整備の実施により耕作放棄地を未然に防止し、優良農地の確保を行う。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
農村の振興	農村の振興	経済性の向上	○一般交通等経費節減額（受益面積当たり） 一般交通等経費節減額（千円/ha・年） $= \text{一般交通等経費節減効果の年効果額 (千円)} / \text{受益面積 (ha)}$	
			31以上	31未満
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） $= \text{農業生産増加粗収益額 (千円)} / \text{受益面積 (ha)} * (\text{産業連関表の逆行列係数の列和})$ ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			600以上	600未満
多面的機能の発揮	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） $= (\text{景観・環境保全効果}) (\text{千円}) / \text{受益面積 (ha)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			22以上	22未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村の策定する農村振興基本計画（地域活性化構想）などの振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点 ① a：整合性がある b：整合性が図られる見込みがある c：整合性がない	
	関係機関との協議		①道路管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者等、その他着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：得られている b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

平成 年度新規地区チェックリスト（緑資源機構 特定中山間保全整備事業）
判定基準

（都道府県名： ）（区域名： ）

1 必須事項（林業部門）

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。	・ 水源かん養機能が低下しており、造林、育林により、急速に効果を発現させる必要がある。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 契約予定地の自然条件、地域森林計画等に示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。	$B/C \geq 1.0$
4. 環境の保全について配慮していること	・ 地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られていること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	水源林造成、分収育林については ・ 次の全てに該当すること。 ○ 1～3号の保安林若しくは同予定地であること。 ○ 水源林造成の契約予定地の林況が無立木地・散生地・粗悪林相地等であること。 ○ 権利関係が明確であって立木の担保ができること。 ○ 一団地の面積が5ha以上であること（併轄管理ができる数個の団地は一団地とみなす）。 ○ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地でないこと。

2 優先配慮事項（林業部門）

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	森林の多面的機能の発揮	A	ほぼ全ての森林において、針広混交林化等の取り組みがなされ、かつ、水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。	
				B	上記A以外の計画である。	
		② 自然的条件に適合	計画の自然条件への適合性	A	計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。	
				B	上記A以外の計画である。	
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性		効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減	A	適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減効果の発現が期待できる計画である。	
				B	適切な手法・工法が確保されている計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮		自然環境保全機能の発揮	A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。	
				B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
	(2) 効果的な事業の推進	① 水資源の確保	水源森林でありダム、生活用水施設上流等の水需要の高い地区であること	A	次のいずれかの箇所に該当する。 （ア）2以上の都府県にわたる流域又は一級水系を含む重要流域 （イ）ダムまたは簡易水道等水道施設の上流域 （ウ）過去に渇水被害が発生した市町村の上流域	
				B	上記Aには該当しないが、公共施設、集落、農業施設等が下流近傍にあり、水土保持、景観保全など重要性の高い箇所である。	
				C	上記A、B以外である。	
		② 他事業との連携	他事業との連携の計画性	A	他事業との連携が図られた計画となっている。	
				B	他事業との連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	